

林道測量・設計業務委託特記仕様書

業務名 平成23年度（繰越）
森林管理道開設事業 森林管理道塩谷長谷線測量設計業務
業務番号 24-B03S
業務箇所 京丹波町 坂原、西河内 地内

第1章 総 則

第1条 適 用

- 1 この特記仕様書は、林道測量・設計・調査等業務委託標準仕様書及び京都府設計業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、森林管理道塩谷長谷線測量設計業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。
- 2 本業務は、林道開設工事の測量及び設計を行うものであり、本特記仕様書に明示なき一般的事項は、共通仕様書等によるものとする。
- 3 受託者は委託契約書、設計図書、標準仕様書、本特記仕様書並びに関係各法規を遵守し、京丹波町長（京丹波町財務規則第133条により、契約権者から監督を命じられた職員（以下「監督職員」という。））の指示を受け、本委託を正確に実施しなければならない。
- 4 受託者は、本業務を履行するにあたり必要となる既存資料の閲覧等を行うことができる。

第2条 設計範囲及び業務の場所

設計範囲は別途図面に示す範囲とし、業務の対象場所は京丹波町坂原、西河内地内とする。

第3条 履行期間

履行期間は、契約の翌日より平成24年6月25日までとする。

第2章 業務内容

第4条 業務の目的

開設中の森林管理道塩谷長谷線の開設工事实施のための測量及び設計を目的とする。

第5条 使用する図書

- ・ 林道規定一運用と解説一改訂版（平成23年8月・日本林道協会）
- ・ 林道必携 技術編（平成23年版・日本林道協会）
- ・ 治山林道必携 調査・測量・設計編（平成23年版・日本林道協会）
- ・ 森林土木構造物標準設計 擁壁編（平成20年12月 日本林道協会発行）
- ・ その他監督職員の指示によるもの。

第6条 設計条件

- ・ 林道規格3級

- ・設計速度 20 km/h
- ・車道幅員 2.0 m (全幅 3.0 m)

第7条 業務内容

業務内容は、数量総括表に示す通りとする。なお、項目に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

第8条 打合せ

設計業務に関する打合せ記録の作成及び整理は受託者が行い、その都度提出し、相互に確認するものとする。なお、打合せは下記において行うものとし、回数は4回を予定するものとする。

- 1) 業務着手時
- 2) 中間時 (2回)
- 3) 報告書 (案) 作成時

第9条 業務計画書作成

受託者は、委託者の発注主旨、目的の説明を受けて業務の企画・立案を行い作業計画書を作成する。

第10条 設計検討

貸与資料・指示事項・現地踏査に基づき、外的条件との関連及び施工法との関連について詳細検討を行うものとする。

第11条 設計

- 1) 林道本線
 - a. 平面縦断・横断設計
 - b. 構造物設計
 - c. 木材集積場設計

第12条 数量計算

土工及び構造物数量計算は、監督員の指示する方法により行うものとする。

第13条 報告書作成

設計の条件・各種設計の経緯、その他設計項目についてまとめるものとする。

平成23年度（繰越） 森林管理道開設事業
 森林管理道塩谷長谷線測量設計業務
 数量総括表

【測 量】

工 種	単 位	数 量	摘 要
●林道本線	K m	2.60	NO.0～NO.9 L=900m NO.29+90～NO.47+2 L=1,712m
計画・準備	業務	1.0	
中心線測量	K m	2.60	
縦断測量	K m	2.60	
横断測量	K m	2.60	
土質区分調査等	K m	2.60	
構造物調査	K m	2.60	
伐開	K m	2.60	
保安林等調査	K m	2.30	NO.0～NO.6 L=600m NO.29+90～NO.47+2 L=1,712m
●木材集積場	式	1.0	4箇所
木材集積場	K m	0.29	第1, 第4, 第5, 第6木材集積場

【設 計】

工 種	単 位	数 量	摘 要
●林道本線	K m	2.60	NO.0~NO.9 L=900m NO.29+90~NO.47+2 L=1,712m
踏 査	K m	2.60	
線形計画	K m	2.60	
線 形 決 定	K m	2.60	
協 議 等	業 務	1.0	4 回 (当初・中間：2 回・完成)
平面縦断設計	K m	2.60	
横断設計	K m	2.60	
構造物設計	K m	2.60	
土工数量計算	K m	2.60	
構造物数量計算	K m	2.60	
照 査	K m	2.60	
●木材集積場	式	1.0	4 箇所
木材集積場	K m	0.29	第 1, 第 4, 第 5, 第 6 木材集積場

測量・設計・調査等業務委託標準仕様書

第1条(目的)

この仕様書は、林道工事に必要な測量・設計・調査等業務を外注委託する場合に受託者が執行しなければならない仕様の標準を示すものであり、業務の内容や現地の状況等により、適宜調整を行い使用する。但し、特別仕様書が付加された場合や、土木設計業務等委託必携〔平成13年1月 京都府〕に準拠する場合は、本仕様書に記載された事項に優先するものとする。

第2条(受託者の義務)

受託者は、担当職員と密接な連絡をとり、この委託業務を実施するものとし、委託契約書、仕様書、特別仕様書等を遵守しなければならない。

第3条(不明または疑問事項の処置)

仕様書その他委託業務内容に関する疑義については、契約前に明確にしておくものとし、もし契約後に疑義が生じた場合は担当職員の指示に従わなければならない。

第4条(諸手続き)

受託者は、工事施行にあたり所定の手続きを行わなければならない。

第5条(主任技術者および現場代理人)

- 1 受託者は、主任技術者および現場代理人を定め、氏名、年齢、学歴、担当委託業務の経験、保有資格、免許等を記載した主任技術者、現場代理人名簿等を提出しなければならない。
- 2 主任技術者および現場代理人は、委託業務等の遂行のために諸法規、諸規定に精通していることはもちろん必要な技術の専門知識及び経験を有する者でなければならない。
- 3 委託者が、主任技術者および現場代理人を不相当と認めた場合は、受託者はすみやかに適任者を選定して交替させなければならない。

第6条(機械器具)

機械器具は度量衡器械検定の合格品を使用し、常に整正しなければならない。測量にあたっては指定された測量器具を使用し指定の精度で行わなければならない。

第7条(踏査)

実測に先立ち林道通過予定地附近の現地を踏査し、地形、土壌、気象、河川、溪流の状況、崩壊地、農耕地、水路等を調べ主要通過地を現地で確定する。

- (1)踏査には、コンパス、ハンドレベル及び間縄等の簡易測量器具を用い予測図を作成する。
- (2)測点には現地材料を用い、杭等を設置する。

第8条(測量)

踏査終了後、本測量に着手する。

本測量は測量すべき点に杭を設け、その設置杭に沿って行う。

1 測量杭

- (1) 測量杭の大きさは、角材の場合4.5cm×4.5cm 以上、長さ45cm 以上を標準とする。
- (2) 測量杭は測点に确实且つ堅固に打ち込むこと。
- (3) 岸盤、堰堤等で杭の打込みが不可能なところは、ペンキで⊗印を記しクロスの中心を測点とする。
- (4) 杭は字を書いた面を前測点の方向に向け、杭頭3cm 位をペンキで塗りつぶし、識別を容易にすること。

2 中心線測量

- (1) 中心線測量は、予測図にもとづき現地の状況を観察し十分現地に適合するようI.P杭を測設する。
- (2) 測点間隔は20m とし地形の変化には(+)杭を適宜設ける。
- (3) 測量の範囲は、中心線の左右の地物、地形、耕地、水流関係等を測量する。また、測量範囲については、林道技術基準等に準ずる。但し山林原野のみの単純地形の場合は、見取り測量としてもよい。
- (4) 中心線測量は、4級基準点測量を原則としたトラバース測量とし、相応のトランシットを使用する。ただし、地形の状況その他の事由によりやむを得ない場合にあつては、最小読定値30分以内のポケットコンパスとすることができる。また、測距は、m以下1位までを標準とし、高規格な林道についてはm以下2位までとする。

3 縦断測量

- (1) 縦断測量にはレベルを用い路線の中心線に沿って中心杭の水準測量を実施し各測点の標高を求める。
- (2) BMは、起終点、構造物の設置場所、及び延長300mに1箇所程度径6cm×長90cmの杉角杭またはこれに相当する堅固な物体に設置すること。
- (3) BM杭は、赤ペンキで表示するとともにBM記号を記さなければならない。
- (4) 地盤高測定の単位はm以下2位までとし、BM及び移器点(T・P)にあつては原則としてm以下3位とする。また、その測定誤差は、500mにつき往復差10cm以内とする。

4 横断測量

- (1) 横断測量には、原則として水準器付ポールを使用することとする。
- (2) 測定単位はm以下1位を標準とし、高規格な林道についてはm以下2位までとする。また、各寸法の許容誤差は5%以内とする。

5 平面測量

- (1) 平面測量は、2に準じて行うものとする。

第9条(図面)

1 平面図

平面図作成に当たっては次のことに留意すること。

- (1) 他官庁所管の1作物には次の記号を付する。

農地関係工事…………… ⊗(農)

建設関係工事…………… ⊗(建)

発電関係工事…………… ⊗(発)

- 国 道…………… (国)
- 都道府県道…………… (府)
- 市町村道…………… (村)
- 治山関係…………… (治)

(2) 測点ならびに測点番号、中心線を記入する。

(3) 次の事項をそれぞれの記号で示す。

- 交 点…………… ● (I. P)
- 測点(20m に1 点ずつ設ける)…………… ○ (NO.)
- 間点、測点間での地形の変化に設ける…………… / (+)
- 起 点…………… ● (B. P)
- 終 点…………… ● (E. P)
- 曲線始点…………… ● (B. C)
- 曲線中点…………… ● (M. C)
- 曲線終点…………… ● (E. C)
- 水準基準点…………… ■ (B. M)

(4) 縮尺は、原則として1 / 1,000 又は1 / 500 とする。

(5) 曲線半径を記入する。

(6) 主要工作物(橋梁、排水施設、家屋、鉄道、水路、接続道路等)を記入する。

(7) 等高線を入れさらに地況の概要(河川、崩壊地、山林、原野、田畑、湖、沼地等)を記入する。等高線間隔は5.0m を原則とする。

(8) 行政区界を記入する。

(9) 曲線数値表を取りまとめ記入する。

2 縦断面図

縦断面図作成に当っては次のことに留意すること。

(1) 水平面の縮尺は、平面図と同一とし、垂直面の縮尺は平面図の5 倍を標準とする。

(2) 曲線(半径長及び方向)測点及び間点番号、水平距離、水平追加距離、地盤高、ずい道、橋梁、排水施設、分岐線交叉点、BM 等を記入する。

3 横断面図

横断面図作成に当たっては次のことに留意すること。

(1) 縮尺は、1 / 100 とする。

(2) 縦断面図の測点及び(十)杭ごとに作成する。

(3) 河川、沢、沼、湖、池等の平常水位及び高水位を記入する。

(4) 2 以上の測点が近接している場合は、横断面図を主要測点のものと同一として省略することができるが、構造物が入る場合などはその主要測点の選択に留意すること。

4 舗装用平面図

(1) 平面図の縮尺は1 / 500 を標準とし、横断面の縮尺は1 / 100 とする。

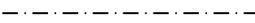
(2) 求積表を記入するものとし、その他については1 に準ずるものとする。

5 図面の表示

各図面の表題は次による。

路線名	線		事業名		
林道区分		級別区分	級	設計速度	km/h
年度			施行主体		
名称	図 中 番				
施行地	地内				
縮尺		審査者		設計者	

6 図線の表示区分は、次を標準とする。

切盛計画線	太実線	
構造物の実体像	中太実線	
現地形線	細実線	
岩盤線	細一点鎖線	
寸法及び寸法補助線	細実線	
見えない部分の構造を示す線	中破線	
中心線及び切断線	中一転鎖線	

第10条(成果品)

本測量の成果として納入すべき図書は次のとおりとする。

- ・報告書(測量成果簿・数量計算書含む)
- ・測量野帳
- ・原図
- ・青焼図面製本

部数としては、1部を標準とする。また、CADシステム等により図化された成果品にあつては、そのデータの提出をもって、原図及び青(白)焼図等に替えるものとするが、事前に委託者と協議のうえ納入すること。(CD)

第11条(成果品の引渡し及び検査)

成果品一式は契約期日までに京丹波町役場産業振興課へ提出し、委託者の指定する日に完成検査を受けなければならない。

第12条(かし担保)

本業務成果にもとづく工事着手後、受託者の行った測量等の不備及び錯誤により設計内容に変更が生じたときは、その設計変更作業を受託者においてすみやかに行わなけれ

ばならない。この場合において委託金額は増額しない。

第 13 条 (秘密を守る義務)

受託者は業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第 14 条 (一般的留意事項)

測量にあたり次の事項に注意しなければならない。

- (1) 側量に先立ち、関係公所と必要事項について連絡を十分に行わなければならない。
- (2) 測量区域内にある標識、境界標杭等を許可無く移動または損傷してはならない。
- (3) 火気の取締りについて十分注意し、山火事予防については万全の処置をしなければならない。

第 15 条 (その他)

この仕様書の規定により難しい場合は、所定の承認を得て行うことができる。